

湖西市新型コロナウイルス感染症対策

基本方針

令和2年2月19日作成

令和2年2月27日更新

令和2年3月11日更新

令和2年3月19日更新

令和2年3月30日更新

令和2年4月 6日更新

1 イベント等の開催について

参加人数に関わらず、感染の拡大を防止するため、4月1日以降の市主催のイベントを、国の専門家会議が示している集団感染のリスク3条件（「密閉空間」、「密集場所」、「密接場面」）に該当するものを除き、順次開催できるものとする。

なお、高齢者や基礎疾患がある方等重症化しやすい人が多く参加するイベント等の開催については引き続き留意するとともに、開催する場合には、手洗いの推奨、消毒液等の設置、体調不良の人の参加自粛の呼びかけを行ったうえで実施する。

2 市民への呼びかけについて

市民には、引き続き油断することなく、手洗い、咳エチケットの徹底をお願いするとともに、換気の悪い「密閉空間」、多数の人が集まる「密集場所」、間近で会話や声を出す「密接場面」の「3つの密」の条件が重なる環境を避けるよう呼びかける。

また、感染が拡大している地域への不要不急の移動はできるだけ避けるよう併せて呼びかける。

3 市内の企業・事業所への呼びかけについて

市内の企業・事業所へは、国や県が発信する情報等を適切に提供する。

風邪患者への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法（テレワークや時差出勤等）の推進を呼びかける。

4 市内保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校等の対応について

（1）小中学校について

- ア 4月7日（火）から4月19日（日）まで臨時休業とする。
- イ 小・中学校の部活動は、中止とする。

（2）放課後児童クラブについて

当初決められていた平常時の学校スケジュール（放課後時間帯）での開所とする。

（3）保育園、幼稚園、こども園について

通常開園とする。

（4）給食の対応について

- ア 小中学校は、新学期から当分の間、給食を中止する。
- イ 保育所、幼稚園、こども園は、通常どおりとする。

5 市内公共施設について

通常開館とする。（一部施設内使用制限有り）

健康福祉センター 遊びの広場、子育て支援センター わくわく広場・にこにこ広場・おひさま広場は、当分の間、使用を中止する。

6 その他

- ・市内の経済活動への影響の把握と必要な経済対策の検討
- ・この方針については、国内や周辺地域での発生状況を踏まえ、段階的に改定する。
- ・基本方針に関する問合せ先は、健康増進課（電話：053-576-1114）とする。